

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ

# 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も

**他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。**

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

## 消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

## 感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の <u>鋭利なものの</u>	②血液等の <u>液状または泥状のもの</u>	③血液等が付着した <u>ガーゼ等再利用しないもの</u>
耐貫通性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫な <u>プラ袋の二重使用</u> または <u>堅牢な容器</u>
		
例：プラスチック製容器		例：プラ袋（二重使用）

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省



環境省公式HP



廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(PDF)